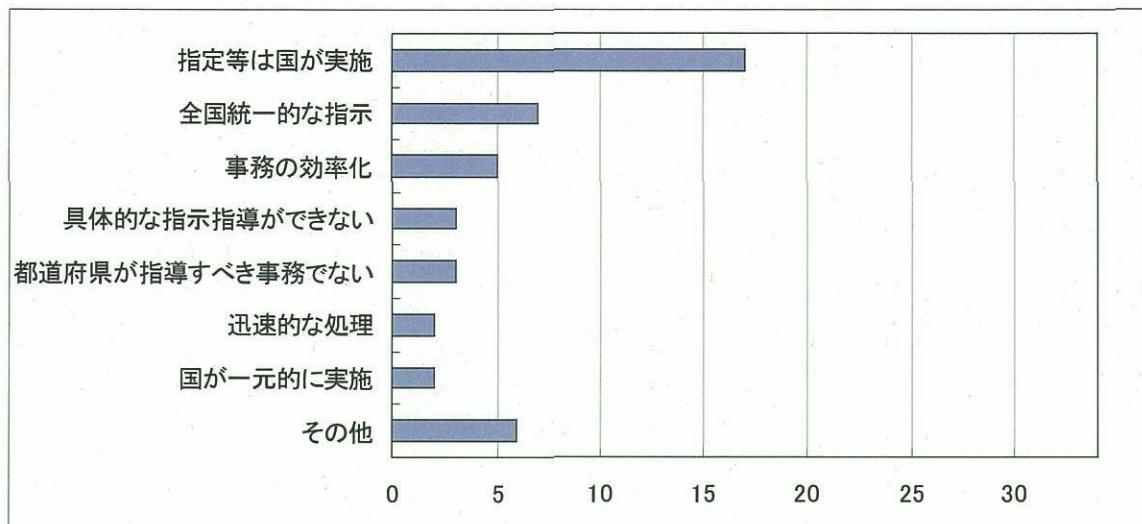
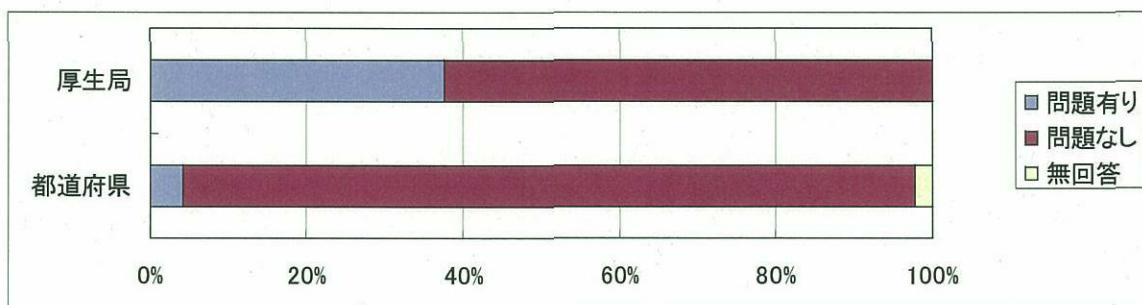


(2) 厚生労働大臣の事務とすることについて

養成施設の指定又は取消しに係る調査を厚生労働大臣の事務とすることについて、すべて47件（100.0%）の都道府県が「賛成」としており、その理由として、「指定は国が実施」17件（36.2%）が最も多くなっている。



また、厚生労働大臣の事務とすることについて、「問題あり」としている厚生局は3件（37.5%）、都道府県は2件（4.3%）となっている。



なお、「問題あり」とした厚生局3件、都道府県2件について、その理由をみると以下のとおりとなっている。

厚 生 局	都 道 府 県
<ul style="list-style-type: none"> ○厚生局はブロック機関であり、都道府県に支所を持たないため、指定審査に手間がかかる ○厚生局の大幅な増員が必要となる ○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される ○業務量の増加により支障ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○養成施設の実態把握が困難になるおそれがある ○養成施設の講義内容等の指導が必要な場合に直接指導できない